## (別紙1)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

# 【新旧対照表】

# (変更点は下線部)

改 正 後	現行
障 発 第 1031001 号	障 発 第 1031001 号
平成 18 年 10 月 31 日	平成 18 年 10 月 31 日
一部改正 障 発 第 0402003 号	一部改正 障 発 第 0402003 号
平成 19 年 4 月 2 日	平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障 発 第 0331021 号	一部改正 障 発 第 0331021 号
平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 第 0331041 号	一部改正 障 発 第 0331041 号
平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1007 第 3 号	一部改正 障 発 1007 第 3 号
平成 21 年 10 月 7 日	平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障 発 0928 第 1 号	一部改正 障 発 0928 第 1 号
平成 23 年 9 月 28 日	平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障 発 0330 第 5 号	一部改正 障 発 0330 第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0329 第 16 号	一部改正 障 発 0329 第 16 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 0331 第 51 号	一部改正 障 発 0331 第 51 号
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 1001 第 1 号	一部改正 障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号	一部改正 障 発 0331 第 21 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日

改正後	現 行
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
一部改正       障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	<u>最終</u> 改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(略)	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福

改 正 後 現 行

祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)については、本年9月29日に公布され、10月1日(精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年4月1日)から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。

なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉 サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項に ついて」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設 支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」 は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。

記

記

## 第一 届出手続の運用

## 1. 届出の受理

## (1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的

## 第一 届出手続の運用

### 1. 届出の受理

## (1) 届出書類の受取り

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害福祉サービス事業を行う場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第215条第1項に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始 時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定 着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に

#### 現 行

律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第215条第1項に規定する多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。)として複数種類の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

## (2) 要件審查

届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補 正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以 内を標準とし、遅くても概ね1月以内とすること(相手方の補正に 要する時間は除く)。

(3) 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。

(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

(新設)

応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、 翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出 を行うことを認めること。

### 2. 届出事項の公開

届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法 第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、 指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サー ビス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービ ス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所 (以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。

3. (略)

4. (略)

#### 2. 届出事項の公開

届出事項については、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法 第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、 指定都市又は中核市。)において閲覧に供するほか、指定障害福祉サー ビス事業者等においても利用料に係る情報として指定障害福祉サービ ス事業所、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所 (以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)で掲示すること。

3. 届出事項に係る事後調査の実施

届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的 な調査を行うこと。

- 4. 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い
  - (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の(5)、(2)の(8)、(3)の(9)及び(4)の(7)における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6. (略)

- (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。
- 5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(第二の2の(1)の(3)、(2)の(6)、(3)の(8)及び(4)の(7)における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6. 利用者に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

第二 (略)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

#### 1. 通則

- (1) 算定上における端数処理について
  - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

- (例) 居宅介護 (<u>居宅における</u>身体介護<u>2</u>時間 <u>30 分以上3時間</u>未 満で813単位)
  - 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の 70% 813×0.70=569.1 → 569 単位
  - 基礎研修課程修了者で深夜の場合
     569×1.5=853.5 → 854単位

※ 813×0.70×1.5=853.65として四捨五入するのではない。 なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる<u>1</u>円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

例 上記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地

## 現 行

づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表 (平成 18 年厚 生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。) に関する事項

#### 1. 通則

- (1) 算定上における端数処理について
  - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

- (例) 居宅介護(身体介護 1時間以上1時間30分未満で564単位)
  - 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70% 564×0.70=394.8 → 395 単位
  - 基礎研修課程修了者で深夜の場合
     395×1.5=592.5 → 593単位
- ※  $\underline{564} \times 0.70 \times 1.5 = \underline{592.2}$  として四捨五入するのではない。 なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。
- ② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

例 上記①の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地

改正後	現 行
域区分は1級地)	域区分は1級地)
• <u>854</u> 単位×4回= <u>3,416</u> 単位	• <u>593</u> 単位×4回= <u>2,372</u> 単位
· <u>3,416</u> 単位×11. <u>20</u> 円/単位= <u>38,259.2</u> 円 → <u>38,259</u> 円	· <u>2,372</u> 単位×11. <u>08</u> 円/単位= <u>26,281.76</u> 円 → <u>26,281</u>
	円
(2) (略)	(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について
	介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービス
	に係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自
	立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労
	継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」と
	いう。)を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を
	行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、
	本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、
	居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。
	一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護
	の所定単位数を算定することができる。
	また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に
	係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報
	酬を算定した場合(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基
	準第 166 条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。
	以下同じ。)を算定した場合を除く。)には、同一日に他の日中活
	動サービスの報酬は算定できない。
(3) (路)	(3) 日中活動サービスのサービス提供時間について
	日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービ
	スに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではない

改 正 後	現 行
	が、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメ
	ントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成し
	なければならないこととされていることから、当該個別支援計画に
	沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保
	される必要があること。
	また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサー
	ビス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要がある
	とともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に
	十分説明を行う必要があること。
(4) (略)	(4) 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係
	る基本報酬の算定について
	① 対象となる障害福祉サービス
	就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型
	② 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援
	については次のとおり。
	(一) 企業内等で行われる企業実習等への支援(以下「施設外支
	援」という。)
	(二) 利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業
	を当該企業内で行う支援(以下「施設外就労」という。)
	(E) 在宅において利用する場合の支援
	③ ②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就
	労継続支援事業 (A型、B型) における留意事項について」 (平
	成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護
	局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。

- (5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について
  - ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

- ② 新設、増改築等の場合の利用者数について
- (一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数

## 現 行

- (5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について
  - ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

- ② 新設、増改築等の場合の利用者数について
- (一) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数

改 正 後 現 行

とする。

(略)

ただし、就労定着支援については、前年度において1年未満 の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一 体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継 続支援(以下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般 就労(就労継続支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を 継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数 の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の 間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た 数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近 1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。 また、自立生活援助については、前年度において1年未満の 実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の 利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。) 第34条の18の3の第7号に規定 する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点か ら6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延 べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過 している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を 12 で除して得た数とする。

とする。

(二) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数

- (三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)<u>の</u>⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。
- (6) 定員規模別単価の取扱いについて
  - ① (略)

② ①にかかわらず、共生型障害福祉サービス事業所については、 共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の 利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員と した場合の報酬を算定するものとする。

<u>また、</u>多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は 複数の昼間実施サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場 現 行

とする。

- (三) なお、これにより難い合理的な理由がある場合であって、都 道府県知事(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市の市長。2の(1)⑨を除き、以下同じ。)が認めた場合には、 他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。
- (6) 定員規模別単価の取扱いについて
  - ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、 自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就 労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に 応じた報酬を算定する。
  - ② ①にかかわらず、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(<u>指定障害者支援施設基準</u>第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

改 正 後	現 行
合の報酬を算定するものとする。	
③ (略)	③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第 215 条第
	1 項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医
	療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所
	(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業
	を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特
	例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所に
	ついて多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該
	多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事
	業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものと
	する。
(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について	(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について
① (略)	① 対象となる障害福祉サービス
	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機
	能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A
	型、就労継続支援B型
② (略)	② 算定される単位数
	所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各
	種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合
	計数の 100 分の 70 となるものではないことに留意すること。
③ (略)	③ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利
	用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の
	定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されるこ
	とを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用について

改正後	現 行
	は、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従
	業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生
	労働省告示第 550 号。以下「第 550 号告示」という。)の規定に基
	づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、
	これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定
	障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過
	利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
④ (略)	④ 日中活動サービスにおける定員超過利用減算の具体的取扱い
	(-) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い
	ア 利用定員 50 人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場
	合
	1日の利用者の数(複数のサービス提供単位が設置されて
	いる場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の
	数。以下この (-) から (E) まで及び⑤において同じ。) が、
	利用定員 (複数のサービス提供単位が設置されている場合に
	あっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この
	(-) から (三) まで及び⑤において同じ。) に 100 分の 150 を
	乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員
	につき減算を行うものとする。
	イ 利用定員 51 人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場
	合
	1日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に
	100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える
	場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うもの

改 正 後	現 行
	とする。
	(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い
	ア 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日
	数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場
	合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うもの
	とする。
	例 利用定員 30人、1月の開所日数が22日の施設の場合
	$30$ 人 $\times$ 22 日 $\times$ 3月 $=$ 1,980人
	1,980 人×1.25=2,475 人(受入れ可能延べ利用者数)
	※ 3月間の総延べ利用者数が 2,475 人を超える場合に
	減算となる。
	ただし、定員 11 人以下の場合(多機能型事業所において
	は、複数のサービスの利用定員の合計が11人以下の場合。)
	は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて
	得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行
	うものとする。
	(E) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い
	多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定
	員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利
	用減算については、(-) 及び(二) と同様、当該多機能型事業所等
	が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用
	定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。
	(例1) 利用定員 40 人の多機能型事業所 (生活介護の利用定員 20
	人、自立訓練(生活訓練)の利用定員 10 人、就労継続支援

改 正 後	現 行
	B型の利用定員 10 人)の場合の 1 日当たりの利用実績によ
	る定員超過利用減算
	・ 生活介護
	→ 20 人×150%=30 人 (10 人まで受入可能)
	• 自立訓練(生活訓練)
	→ 10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能)
	• 就労継続支援B型
	→ 10 人×150%=15 人 (5 人まで受入可能)
	サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
	<ul><li>生活介護 → 30人</li></ul>
	<ul> <li>自立訓練(生活訓練) → 15 人</li> </ul>
	· 就労継続支援B型 → 15 人
	例2) 利用定員 40 人、1月の開所日数が 22 日の多機能型事業
	所(生活介護の利用定員 20 人、自立訓練(生活訓練)の利
	用定員 10 人、就労継続支援B型の利用定員 10 人)の場合の
	過去3月間の利用実績による定員超過利用減算
	・生活介護
	$\rightarrow$ 20 人×22 日×3月=1,320人
	1,320 人×125%=1,650 人 (利用定員を超える受入
	可能人数→1,650 人-1,320 人=330 人)
	• 自立訓練(生活訓練)
	→ 10 人×22 日×3月=660 人
	660 人×125%=825 人 (利用定員を超える受入可能
	人数→825 人-660 人=165 人)